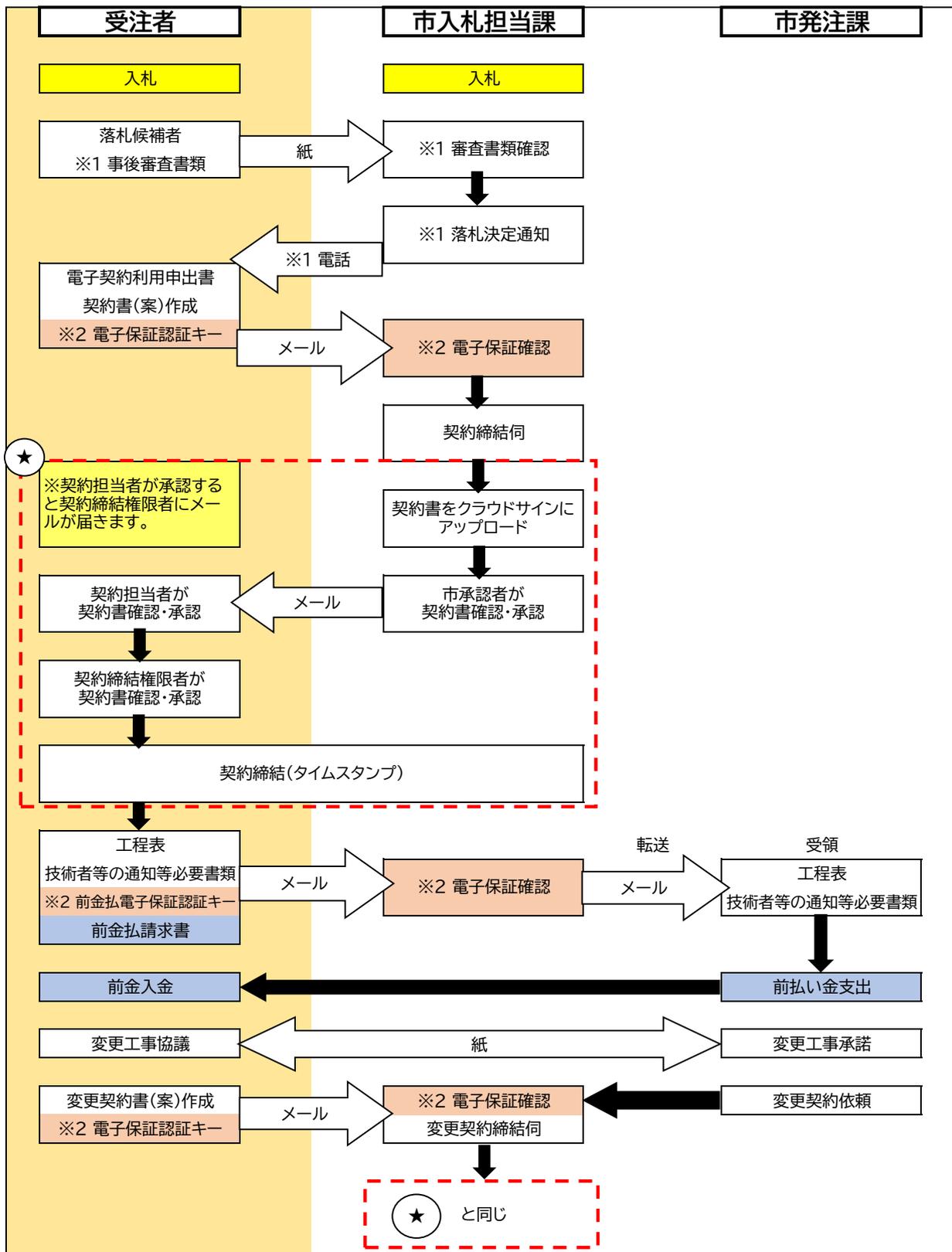


電子契約・電子保証の契約までの流れ(例:財政課入札案件の建設工事等)

※その他の契約(業務委託・物品購入等)については建設工事等に準じて行います。



※1 一般競争入札の場合のみ対応とします。

※2 契約保証については必要に応じて対応とします。

※2 契約保証について金融機関保証・損害保険の保証の場合は、原本を入札担当課に提出してください。

※2 契約保証について現金納付の場合は、入札担当課で手続きが必要です。